

一般社団法人京知恵産業創造の森 オープンイノベーションカフェ「KOIN」利用規約

(総則)

第1条 オープンイノベーションカフェ「KOIN」の利用については、この規約において定める。

(目的)

第2条 オープンイノベーションカフェ「KOIN」は、一般社団法人京知恵産業創造の森（以下「知恵森」という。）が、施設活用団体と連携して様々な人々の交流やオープンイノベーションによる「新しい価値の創造」につながる催事を含む、交流と協働の場としての利用を目的とする。

(利用許諾)

第3条

- 1 全てのKOINの利用者は本規約を遵守するものとし、催事参加以外の目的で利用しようとする者は、全員会員登録を行わなければならない。
- 2 利用者は、知恵森が利用期間中に利用の様子を撮影し、撮影した写真をKOINの情報発信及びその他広報活動のためにホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス及びその他制作物に掲載する可能性があることを認識し、写真の利用に同意したものとする。
- 3 利用者は、本施設の活性化や利用者相互の親睦を図る目的において、催事に知恵森が協力を求める場合、できる限り協力する。
- 4 利用者は、KOINにおいて催事が開催されることにより使用が制限される場合があることを予め同意したものとする。
- 5 利用者は、知恵森が取得した個人情報を以下の目的で利用できることについて予め同意したものとする。
 - (1) 知恵森主催催事の招待等各種案内の送付
 - (2) KOINの運営に関するマーケティング調査
 - (3) 催事開催後の管理
 - (4) その他、KOINの円滑な運営管理また知恵森は個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合及び法令で認められる場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。
- 6 以下の各号の一に該当する場合は利用できない。
 - (1) 風紀秩序を乱し、他人に迷惑のかかるおそれがあるとき
 - (2) 営利目的（物販、収益を伴う事業）、宗教的・政治的目的での利用
 - (3) オープンイノベーションカフェ「KOIN」をはじめ京都経済センターの建物、附属物、備品等をき損するおそれがあるとき
 - (4) 主催者及び利用者が暴力団等反社会勢力に該当すると認められたとき

- (5) デモ・街頭宣伝を伴う催事での利用
- (6) その他、知恵森又は公益財団法人京都産業21（以下、「京都産業21」という。）において支障があると認めたとき

(利用可能な時間帯)

第4条 利用可能時間は午前7時30分から午後9時までとする。

(催事利用承認)

第5条 知恵森以外の団体が催事で利用する際は、所定の申込書（様式1）に必要事項を記載し、知恵森に申し込み、利用承認を得なければならない。

(催事受付期間)

第6条 利用申込の受付期間は、使用日の6ヵ月前からとする。但し、知恵森が催事の性質上やむを得ないと判断する場合にはその期間を伸長することがある。

(利用料金等)

第7条 会員登録及び利用料金は無料とする。

(催事利用可能時間)

第8条 利用時間には会場準備、あと片づけに要する時間を含み、利用時間の超過は原則として認めない。

(催事利用承認の取消し)

第9条 利用承認後であっても知恵森において、必要が生じた場合、又は第5条に規定する申込書の記載事項に虚偽又は不正があることを認めた場合は、その承認を取り消すことがある。

(催事利用の中止)

第10条 利用承認後、利用中であっても第3条の規定に該当するに至ったとき、又は主催者及び利用者に不都合な行為があると認めたときはその承認を取り消し、利用を中止させることがある。

(催事の管理運営)

第11条 受付、案内、携帯品の預り、警備、入退場整理等、来場者の世話一切は主催者で行う。

(賠償責任)

第12条 利用中に建物、附属物又は備品等をき損し、又は滅失した者は、賠償の責を負う。また催事中に上記の事案が発生した場合、主催者は利用者に連帯して賠償の責を

負う。

(遵守事項)

第13条 主催者及び利用者は以下の事項を厳守する。

- 1 承認をうけた目的以外に利用、又は転貸しないこと
 - 2 オープンイノベーションカフェ「KOIN」付帯の特別設備、機械器具等を使用しようとするときは、あらかじめ申込みすること
 - 3 オープンイノベーションカフェ「KOIN」をはじめ京都経済センターの建物、附属物、備品等に釘類を打つけ、又は紙類を糊付しないこと
 - 4 火気を使用する催事及び作業、危険物の持ち込みはしないこと
 - 5 承認をうけた以外の場所を無断利用しないこと
 - 6 ゴミ等は、持ち帰ること
 - 7 立入禁止箇所へ立入らないこと
 - 8 混雑緩和等のため、利用時間が2時間を超えた際知恵森が退出を促した場合は、従うこと
 - 9 喫煙、許可された催事以外での食事及び飲酒を行わないこと
 - 10 営業活動、思想活動、募金活動、寄付活動を行わないこと
 - 11 知恵森の管理・運営に支障をきたす行為又は管理・運営上不適切と認める行為を行わないこと
 - 12 建物、付属物、備品等の使用にあたっては、知恵森及び京都産業21の指示に従うこと
 - 13 催事の利用後は、点検確認の上、知恵森又は京都産業21に引継ぐこと
 - 14 次の行為が認められた場合には、直ちに退去を命じる
 - (イ) 喧そう、粗暴の挙動
 - (ロ) 他の利用者等に迷惑のかかる行為
 - (ハ) 管理者、職員、他の利用者に対する面会の強要、業務妨害など損害を与える行為
- (二) KOIN、知恵森及び京都産業21職員、その他関係者の信用を貶める行為
- 利用者が上記の事項に違反した場合は、知恵森は利用者に対し通知、催告、その他の手続きを要することなく、利用の制限又は停止をすることができる。その結果、利用者に損害が生じても知恵森及び京都産業21は一切の責任を負わない。

(免責事項)

第14条 知恵森及び京都産業21は、利用者が被った以下に掲げる損害について、その責を負わない。

- 1 地震、水害等の天変地異や火災、テロ、暴徒等の不可抗力による災害、停電、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調及び故障、偶発事故、その他知恵森及び京都産業21の責めに帰すことのできない理由により利用者が被った損害
- 2 他の利用者により利用者が被った損害
- 3 利用者がKOINの利用に伴い被った物品・展示物等の盗難、人身事故、破損事故等の

すべての事故についての損害

4 映写物等に対する著作権の問題等に関する損害

5 第9条、第10条の規定による利用承認の取消し、又は利用を中止させた場合によって生じた損害

(許可申請、届出等)

第15条 オープンイノベーションカフェ「KOIN」の利用に際して必要な、法令で定められた関係諸官庁等への届出及び許可申請や関係機関への届出等は、利用者において責任をもって手続きする。

(緊急時の対応)

第16条 不時の災害に備えて、催事主催者及び利用者は非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって了知し、催事主催者は緊急の場合は利用者の避難誘導にあたる。

附則

(施行期日)

この規約は平成31年4月8日から実施する。

附則

(施行期日)

この規約は令和7年4月1日から実施する。